

公立大学法人の中期目標期間評価実施要領（案）

この要領は、高知県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、公立大学法人（以下「法人」という。）の中期目標期間における業務実績評価（以下「中期目標期間評価」という。）の実施に関し、「業務実績の評価に関する基本的な考え方」に基づき、必要な事項を定めるものとする。

1 評価方法

中期目標期間評価は、法人が、当該中期目標期間における業務の実績及び自己点検・評価を内容とする業務実績報告書を評価委員会に提出し、評価委員会が、当該報告書及び法人への聴取等に基づき調査・分析を行うとともに、その結果を踏まえて、「項目別評価」及び「全体評価」を行い、業務実績評価書を作成することにより実施する。

2 法人による自己点検・評価

（1）小項目別評価

法人は、中期計画の記載項目（小項目）ごとに、当該中期目標期間の業務の実績を明らかにするとともに、以下の4段階により自己評価する。

- S：中期計画を上回って実施している。
- A：中期計画を十分に実施している。
- B：中期計画を十分には実施していない。
- C：中期計画を実施していない。

（2）大項目別評価

法人は、小項目別評価の結果及び特筆すべき事項（以下「特記事項」という。）を踏まえ、中期目標の次の事項（以下「大項目」という。）ごとに、当該中期目標期間における中期計画の達成状況について、記述式により自己評価する。

- ①教育研究等の質の向上に関する目標を達成するための措置
 - 1 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ②同上 2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ③同上 3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置
- ④業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置
- ⑤財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

- ⑥教育・研究及び組織運営に関する自己点検・評価並びに情報提供に関する目標を達成するための措置
- ⑦その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

(3) 全体評価

法人は、大項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な自己評価を行う。

3 評価委員会による評価

(1) 調査・分析

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書を基に、法人から聴取等を行うことにより、業務の実績について調査・分析を行う。

(2) 項目別評価

評価委員会は、調査・分析の結果を踏まえ、大項目ごとに中期目標の達成状況を勘案して、次の5段階により評価するとともに、その評価理由を明らかにする。なお、教育研究については、その特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事後の外形的な実績の評価を行う。

- 5：中期目標の達成において特筆すべき状況にある。
- 4：中期目標を達成している。
- 3：中期目標をおおむね達成している。
- 2：中期目標の達成においてやや不十分な状況にある。
- 1：中期目標の達成において著しく不十分であり、重要な改善事項がある。

※評価の目安

「5」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、業務の実績に特筆すべき取組があると、評価委員会が特に認める場合

「4」と評価する場合

- ・小項目別評価がすべてS又はAであり、かつ、評価委員会が「4」相当と認める場合
- ・小項目別評価がすべてS又はAではないが、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「4」相当と認める場合

「3」と評価する場合

- ・小項目別評価のS又はAの割合が9割以上であり、かつ、評価委員会が「3」相当と認める場合

- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割には満たないが、業務の実績を総合的に勘案して評価委員会が「3」相当と認める場合

「2」と評価する場合

- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割に満たず、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合

- ・小項目別評価におけるS又はAの割合が9割以上ではあるが、業務の実績において不十分な項目が複数あり、かつ、評価委員会が「2」相当と認める場合

「1」と評価する場合

- ・中期目標の達成において重大な未達成項目があると、評価委員会が特に認める場合

(3) 全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績の全体について、記述式により総合的な評価を行う。また、必要がある場合は、法人に対する業務運営の改善その他の勧告事項を記載する。